令　和　６　年

議会運営委員会記録

令和６年６月２７日

①

和　光　市　議　会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時　　令和６年６月２７日（木曜日）
　　午前１０時５５分　開会　　午前１１時１２分　閉会

◇開催場所　　第２委員会室

◇出席委員

委員長	安保友博議員	副委員長	鎌田泰春議員
委員	吉田武司議員	委員	伊藤妙子議員
委員	菅原　満議員	議長	富澤啓二議員
副議長	小嶋智子議員	委員外議員	萩原圭一議員
委員外議員	赤松祐造議員	委員外議員	吉田活世議員

◇欠席委員　　なし

◇出席説明員　　なし

◇事務局職員

議会事務局長	亀井義和	議事課長	工藤　宏
議事課長補佐	中村智子	議事課副主幹	川辺　聡
主任	小林　厳		

◇本日の会議に付した案件
　決議案について

午前１０時５５分　開会

○安保友博委員長　ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と３名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日の案件は、決議案についてです。

ただいま、会議規則第14条の規定により、鎌田泰春議員ほか２名から、赤松祐造議員に対し猛省と責任の自覚を促す決議が、安保友博議員ほか１名から、元職員の不祥事に関する賠償責任を市民に負わせないことを求める決議が議長に提出されました。

決議案については、お手元に配付してありますとおりです。

お諮りします。赤松祐造議員に対し猛省と責任の自覚を促す決議を決議案第３号として、元職員の不祥事に関する賠償責任を市民に負わせないことを求める決議を決議案第４号として、本日の日程に追加し議題とすることについて、異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」という声あり〕

発言をお願いします。

挙手をお願いします。

菅原委員。

○菅原満委員　決議案第３号、今見たばかりで判断がつきませんし、これは特定の議員に対してのことでもありますし、これはきちんと手順、手続を踏んで行う必要もありますので、しかるべく扱いをきちんと協議してから決める話だというふうに理解しますので、本日議題にすることについては私は賛成しません。

決議案第４号についても、精査するいとまがなかったということと、従来から議会のやり取り等でも明らかにされてきていることですので、この決議についても、言葉の使い方そのほかもありますが、今日慌てて議題に上程する必要性は感じないということで、どちらも本日の議事にのせるということについては反対します。

○安保友博委員長　念のため申し上げます。手続としては手順を踏んでおりますが、今、反対の意見が出ました。決を取りたいと思いますが、異議ありませんか。

〔発言する者あり〕

今回、決議案なので、当事者云々の話は関係ありませんので、その辺、御留意いただければと思います。

〔発言する者あり〕

おかしいというのであれば、それについての発言をお願いします。

菅原委員。

○菅原満委員　これは明らかに、赤松祐造議員に対しての決議であります。議会の中でも、当

事者を抜いて云々というようなやり取りがあったわけですから、きちんと赤松議員から話を聞くべきでありますし、この中に書かれている内容についても、きちんと赤松議員からの話を聞く必要性があると考えますし、いきなりこういうことが出てくることについて、私は理解できないということであります。

○安保友博委員長　鎌田委員。

○鎌田泰春委員　御意見いただきまして、ありがとうございます。

基本的には、こういった様々な決議を、他の委員会でも提出されているというふうに考えておりますが、基本的には、地方自治法にのっとって提出させていただいているというところが重要かと思っております。また、その中で様々、質疑等をいただきまして議論を深めていくことが、適切なプロセスなのではないかと考えております。

また、当事者の方について、意見を伺ったのかというような御意見もありましたが、これらにつきましては、趣旨としては、責任の自覚を促す決議という性質上、当事者にこういったところをしっかりと聞いていただいて、その上で、当事者の方に責任等の自覚を促していただきたいというふうに思っておりますから、その趣旨も考えて、事前のやり取り等はなかったですが、適切なプロセスであると考えております。

○安保友博委員長　菅原委員。

○菅原満委員　当事者には一切聞くことなく、提出されたということでよろしいわけですね。再度確認いたします。

○安保友博委員長　鎌田委員。

○鎌田泰春委員　あくまでも今回の提出議案について、提出するということを趣旨として話し合ったこと、その趣旨で打合せをさせていただいたことはありませんが、様々なこれに関わるところでの打合せ等は、赤松祐造議員ともお話しさせていただいております。

○鎌田泰春副委員長　議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員　今回、賛成者として、会派代表として名前を連ねておりますので、補足をさせていただきますと、今回の決議案に関して、赤松祐造議員本人にヒアリングをしたということは、私は把握はしておりません。

ただし、前回、副市長を２名とする議案の際に、提出者として名前を連ねていたにもかかわらず、反対の趣旨の質問もなく、また反対討論もなく、それを否決に回った赤松祐造議員に対し、それに対しての説明責任を求めるということは、これまでも継続して言ってきましたし、その旨の説明責任を求める決議に対しても賛成をし、これまでやってきた、そういう経緯があります。

今回は、その説明責任が果たされていないということをもって、この決議を出すということですので、本人からのヒアリングは特段必要ないと考えて、私は賛成をしております。会派としての意見です。

○安保友博委員長　議事を副委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員　緑風会としても、赤松議員が副市長を２人以上にするというところでサインをしたということは、納得してサインをしたということで、それに対して、本会議でいきなり討論もなく反対をされたということ、そしてまた、３月定例会において説明を求めるということに対しても、しっかりとした説明を受けていないというところで、緑風会としても、いま一度しっかりとした説明をしてほしいと。ただの政治判断で決めましたというだけで終わらせるのはよくないとも思っていますので、緑風会として賛同させていただきました。

○安保友博委員長　赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員　その説明責任についてということで、３月定例会で私は議会に立って、その旨をしっかりと説明したはずです。議会記録を読んでいただければ、説明をしていないというわけではないです。私はしっかりと、市民の前で説明する責任があるということで追及されましたので、市民の方にも説明をいたしました、私の考えとしてですね。なのに、説明をしていないというのはおかしいと思います。しっかり議事録を見ていただければ、演壇に立って私は説明をいたしました。

○安保友博委員長　鎌田委員。

○鎌田泰春委員　赤松議員からの発言で、３月定例会の際に説明をしたというふうな発言がありましたが、それについては、この決議案の中にも記載されております。まず、問題点として、議案提出者であるにもかかわらず、それを反対したこと、これについての説明はなされていません。あくまでも自分自身が、副市長を２人以内とするという条例に対して、私は２人にする必要はないと、そういうふうな趣旨の発言をしただけで、自分自身が提出者であり、その上で、自分自身も提出し、にもかかわらず反対したというところについての説明は一切ございません。

また、御自身のブログにおかれましても、私自身のみが議案提出者であるかのごとく装った上で、自ら提出した議案を自己批判されているというふうな趣旨からも、やはりこれについて、改めて、まず自分自身が提出者として行った行為を自覚していただくというところと、あと、その際に、自分自身が提出したにもかかわらず、これは必要ないというような行為というのは、私はおかしいかなと思いますので、それについても責任の自覚を促していただきたいというところで、こういった決議を出させていただいたことを御理解いただきたいと思います。

○安保友博委員長　赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員　ならば、３月で私が皆さんの前、また市民に向けて説明したという、そのときに手を挙げて、反論してくれればいいんじゃないですか、その場があるわけですから。それをこんなに日にちがたって、あたかも私が全然市民に対して責任を果たしていないような書き方をしているのは、すごい個人批判であり、それは私としては理解できません。私はしっかり市民に向けて、なぜそうしたかの市民に対する責任説明ですか、４項目あったと思いますけれども、そういう考えで説明していますので、説明していないというのは腑に落ちません。

○安保友博委員長　改めて、念のため申し上げますけれども、今は議案の中身を審査する場ではなく、あくまでも手続にのっとって、この決議案を日程に追加するかどうかという議論というふうに捉えていただきたいと思います。中身については、実際の審査の段階で質疑、質問をする、または討論するということでやっていただきたいと思います。

先ほど菅原委員は、異議ありということで、反対の意思を表明されましたけれども、手続的に問題があるかどうかについて、改めてお諮りしたいと思います。

今回の決議案２件について、本日の日程に追加することについて異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」という声あり〕

手続上問題ないので、何が問題なのかということについて明らかにしてください。

〔発言する者あり〕

それをするのが審査だと私は理解するんですけれども、そうではないというのであれば、どこでその協議をするのか、しっかりと説明してください。

〔発言する者あり〕

それがこの場だと思っております。

〔「では、本会議で赤松議員は弁明できるんですか」という声あり〕

質問ができます。

〔「弁明できるんですか」という声あり〕

本人のことに関わることということで、審査並びに採決に関しては、赤松議員本人は除斥となるということなので、改めて確認をいたします。

弁明の機会ということですけれども、前回の説明責任を求める決議と同様に、終了後、本人から申出があれば、それに対して発言を、議長の名において許可するということになると思います。

では、決を取りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

それでは、採決をします。

決議案第３号、第４号を本日の日程に追加し、議題とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、今回、決議案第３号、第４号について、本日の日程に追加し、議題とすることと決しました。

決議案第３号及び第４号については、本日の日程の最後に議題とし、提案説明後、委員会付託を省略し、質疑、討論については通告を取らずに行い、採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのように決定いたしました。

本日の案件は以上で終了しました。

その他、委員の皆様から何かございますか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員　私のほうから御報告がございます。

今、広報わこうの７月号にパブリックコメントとして、犯罪被害者支援条例についてのパブリックコメントの募集というのが記載されております。

これまで、しっかりと執行部のほうと議論をさせていただいておりますが、現段階で皆様にしっかりと周知ができていなかったというところは、申し訳なかったと思っております。しっかりとそこは執行部とも議論して、どういうふうな形で行うのかというところを調整させていただきたいと思っております。

現段階で、こういうふうにお話しさせていただけることとしては以上となるんですけれども、皆様から御意見や御質問等いただければなというふうに思っております。それらも含めて、お答えできるところはお答えしたいと思っております。

○安保友博委員長　菅原委員。

○菅原満委員　広報わこう、まだ全市域、全て配布されているかどうか私は分からないんですが、私自身はまだ拝見していないのと、今のは話として伺いました。一切何も分からないので、話として伺うということであります。

○安保友博委員長　取りあえず、現状の報告という趣旨で捉えていただければと現段階では思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

特に異議がありませんので、そのように捉えていただければと思います。

ほかに何かございませんか。

〔発言する者なし〕

特になければ、本日の記録及び会議の公開資料については、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午前１１時１２分　閉会

和光市議会委員会条例第３０条第１項の規定により、ここに署名する。

委　員　長　　安　保　友　博